

Q - B o a r d市場の上場制度の見直しについて

平成18年 3月20日
証券会員制法人 福岡証券取引所

趣旨

福岡証券取引所（以下「本所」といいます。）では、九州周辺に営業の主体を有する新興企業に対して資金調達を提供し、地域経済の浮揚・発展に貢献するため、平成12年5月に新興企業向けの市場である「Q - B o a r d」を創設し、会員証券会社及び福岡証券取引所活性化推進協議会等と当該市場の活性化について積極的に取り組んでまいりました。

そうした中、会員証券会社及び同協議会等より九州周辺の取扱いの明確化や地域制限の撤廃等に係る要望等がなされており、本所では、九州周辺以外に本店を有する新規上場申請者に係る営業の主体の判断基準について、九州周辺における支店の有無や売上の状況等を勘案することとし、併せて当該新規上場申請者に対し「営業の主体に係る事業計画書」の提出を求めることにより対応してきました。

今般、九州周辺以外の新興企業のQ - B o a r dへの上場ニーズや上記要望等を踏まえ、Q - B o a r dへの上場対象企業や新規上場手続き等を明確化するほか、Q - B o a r dへの上場審査料及び新規上場手数料について見直すなど所要の改正を行うこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
1. Q - B o a r dへの新規上場申請手続き等の明確化 (1) 上場対象	九州・沖縄・中国および四国地方（以下「九州周辺」という。）に本店を有する者、及び九州周辺以外に本店を有する場合であって、九州周辺において事業活動の実績があり、かつ、今後において具体的な事業計画を有している者とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 現在は、「九州周辺に営業の主体を有する新規上場申請者」と規定しており、営業の主体の取扱いとして「九州、沖縄、中国及び四国地方に本店、工場、取引先等の所在地などを勘案する」こととしている。・ 九州周辺以外に本店を有する新規上場申請者に係る営業の主体の判断基準としては、九州周辺における支店の有無、売上の状況等を勘案することとしている。

項 目	内 容	備 考
(2) 提出書類	<p>九州周辺以外に本店を有する者の上場申請にあたっては、「九州周辺における事業計画書」をあらかじめ提出するものとし、また、幹事会員が、当該事業計画について確認した書面を提出するものとする。</p> <p>なお、当該書類を提出しない場合は、上場申請を受け付けないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在においては、九州周辺以外に本店を有する者の上場申請にあたっては、営業の主体を判断するために、「営業の主体に係る事業計画書」を提出することとしている。
2 . Q - B o a r d 上 場 審 査 料 及 び 新 規 上 場 手 数 料 の 見 直 し	<p>当初より、Q - B o a r d への上場に係る審査料及び新規上場手数料については、新規上場会社の費用負担を軽減するため低廉な体系としてきたが、本所における上場審査等に係る応分の負担を求めるため、それぞれ既存市場の半額程度へ引き上げるなど課金体系の見直しを行うこととする。</p> <p>(1) Q - B o a r d への上場審査料 5 0 万円 (2) Q - B o a r d への新規上場手数料 1 5 0 万円 (3) 上場市場の変更に係る上場審査料 5 0 万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、Q - B o a r d への上場審査料10万円、新規上場手数料30万円としている。 ・ 既存市場においては、上場審査料として100万円、新規上場手数料として定額300万円に定率による課金を加算した金額としている。 ・ 上場市場の変更に係る上場審査料については、Q - B o a r d から既存市場への変更の場合は90万円、既存市場からQ - B o a r d への変更の場合は10万円としている。

施行日 (予定)

平成18年6月初旬の施行を目途とします。

以 上